

中核市に関する 佐賀県・佐賀市勉強会

令和6年10月16日(水)

佐賀市 政策推進部 行政マネジメント課

目次

01 勉強会の進め方

02 中核市制度の概要

03 佐賀市の検討状況

勉強会の進め方①

設置目的

- ・佐賀市の中核市検討を深化させるための県と佐賀市の情報共有・意見交換
- ・広域的な視点での様々な課題の共有

総括レベル

政策担当部長
関係課長

- ・ワーキング結果の共有、意見交換

ワーキング
グループ

管理監督者
レベル

各分野の課長・係長

- ・移譲事務にかかる各種情報の共有
- ・諸課題の洗い出し
- ・行政サービス向上の検証 等

事務担当者
レベル

各分野の事務従事者

- ・移譲事務の内容にかかる情報の共有、意見交換 等

勉強会の進め方

総括レベル



管理監督者
レベル

事務担当者
レベル

ワーキンググループ

移譲事務の分野ごとにWGを設置

分野

主な移譲事務（関係法令）

民生

児童福祉法、母子保健法、老人福祉法、介護保険法
社会福祉法、身体障害者福祉法 等

保健衛生

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
地域保健法、食品衛生法、公衆浴場法 等

環境

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等

文教

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

建設

屋外広告物法、高齢者の居住の安定確保に関する法律
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する
法律

総務

研修体制、人事交流、職員派遣など

目次





01 勉強会の進め方

02 中核市制度の概要

03 佐賀市の検討状況

中核市とは

- ・ 地方分権を進めるための都市制度の1つ。
- ・ 政令指定都市に次ぐ人口規模の都市に都道府県の事務や権限の一部を移譲し、住民にかかわる事務はできる限り住民に身近な市で行うことを目的としている。
- ・ 地方自治法の平成26年改正により、中核市の指定に係る人口要件は**20万人以上**となった。

県の事務	○ 警察署の設置 ○ 指定区間の一級河川の管理など			
	○ 児童相談所の設置 ○ 国道・県道（指定区間外）の管理など			指定都市 [人口50万人以上]
	○ 保健所の設置 ○ 保育所、社会福祉施設(老人福祉施設、介護保険施設等)の設置許可など	中核市 [人口20万人以上]	全国20市	九州では 福岡市、北九州市、熊本市
	○ 環境保全・都市計画に関する事務など	施行時特例市 全国23市 佐賀市	全国62市 九州では 久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 ※県庁所在地では 津市、徳島市、 佐賀市 が 中核市に移行していない。	
一般市	全国687市 県内では、9市			
	●生活保護の決定・実施 ●公立保育園、小中学校の設置など			

移譲される権限・事務

- ・中核市に移行した場合、以下の分野の事務が県から市に移譲される。
- ・これにより、これまで県で行っていた佐賀市民及び市内の事業者に関する手続等の一部を、佐賀市で行うようになる。

分野	中核市が処理する主な事務
民生	<ul style="list-style-type: none">・ 障害認定・身体障害者手帳の交付・ 社会福祉施設（老人福祉施設、介護保険施設等）の設置認可、監督・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務・ 民生委員の定数決定・ 社会福祉審議会の設置・運営
保健衛生	<ul style="list-style-type: none">・ <u>保健所の設置</u>・ 飲食店、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可・ 診療所、助産所の開設許可・ 動物の愛護や管理に関する事務
環境	<ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物処理施設の設置の許可・ ばい煙発生施設の設置の届出受理
都市計画・建設	<ul style="list-style-type: none">・ 屋外広告物の条例による設置制限（※一部移譲済み）・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
文教	<ul style="list-style-type: none">・ 県費負担教職員の研修・ 重要文化財に関する現状変更の許可

法定移譲事務

- ・法定で中核市に移譲されるのは90事務
- ・条項ベースでは、既に佐賀市が移譲を受けているもの等を除くと1,835条項

分野	〇〇法に基づく事務	法令	条項			
			法定	移譲済	対象外	差引
民 生	16	19	550	0	0	550
保 健 衛 生	35	47	855	10	0	845
環 境	11	16	430	124	44	262
都市計画・建設	20	25	627	416	118	93
産 業 ・ 経 済	1	1	43	43	0	0
文 教	3	6	24	0	0	24
そ の 他	4	6	61	0	0	61
合 計	90	120	2,590	593	162	1,835

中核市一覽

	移行日	市	人口	財政力指数
01	H8.4.1	宇都宮	426,795	0.99
02		金沢	321,254	0.88
03		岐阜	410,324	0.87
04		姫路	454,460	0.89
05		鹿児島	536,752	0.73
06	H9.4.1	秋田	312,035	0.67
07		郡山	326,831	0.84
08		和歌山	393,951	0.82
09		長崎	438,724	0.59
10		大分	426,981	0.91
11	H10.4.1	豊田	341,079	1.47
12		福山	374,517	0.82
13		高知	321,999	0.64
14		宮崎	300,068	0.68
15	H11.4.1	いわき	360,598	0.80
16		長野	358,516	0.74
17		豊橋	352,982	0.99
18		高松	331,004	0.82
19	H12.4.1	旭川	360,568	0.53
20		松山	460,968	0.76
21	H13.4.1	横須賀	432,193	0.82
22	H14.4.1	奈良	366,196	0.77
23		倉敷	430,239	0.87
24	H15.4.1	川越	330,766	0.97
25		船橋	550,074	0.96
26		岡崎	336,583	1.03
27		高槻	357,438	0.82

	移行日	市	人口	財政力指数
28	H17.4.1	富山	420,804	0.83
29		東大阪	515,094	0.77
30	H17.10.1	函館	305,311	0.47
31		下関	301,097	0.55
32	H18.10.1	青森	311,508	0.56
33	H20.4.1	盛岡	300,746	0.75
34		柏	380,963	0.96
35		西宮	465,337	0.95
36		久留米	306,434	0.67
37		前橋	318,584	0.82
38	H21.4.1	大津	323,719	0.82
39		尼崎	462,647	0.84
40	H23.4.1	高崎	364,919	0.85
41	H24.4.1	豊中	389,341	0.92
42	H25.4.1	那覇	315,954	0.84
43	H26.4.1	枚方	407,978	0.80
44	H27.4.1	越谷	326,313	0.93
45		八王子	580,053	0.94
46	H28.4.1	呉	239,973	0.61
47		佐世保	261,101	0.53
48	H29.4.1	八戸	231,379	0.67
49	H30.4.1	福島	294,247	0.78
50		川口	578,112	0.96
51		八尾	268,800	0.75
52		明石	293,409	0.79
53		鳥取	193,717	0.52
54		松江	206,230	0.58

	移行日	市	人口	財政力指数
55	H31.4.1	山形	253,832	0.78
56		福井	265,904	0.84
57		甲府	193,125	0.77
58		寝屋川	237,518	0.67
59	R2.4.1	水戸	270,783	0.86
60		吹田	374,468	0.99
61	R3.4.1	松本	243,293	0.73
62		一宮	380,868	0.84

○人口：令和3年4月1日現在

○財政力指数：平成31年3月31日現在

【平成27年4月1日 改正地方自治法の施行】

- ・特例市制度を廃止し、中核市の指定に係る人口要件を「20万人以上の市」に変更。
- ・施行時特例市は、施行の日から5年間は、人口20万未満であっても、中核市に移行できる経過措置あり。

中核市要件を満たす市一覧

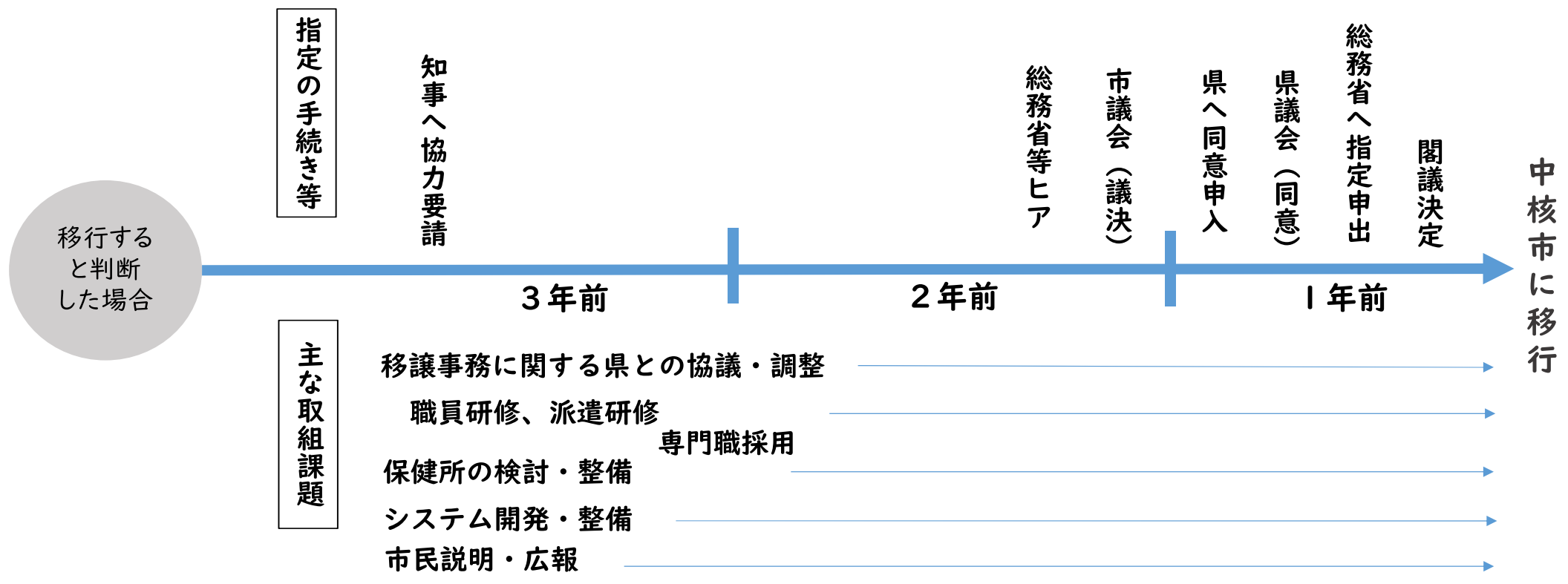
単位：万人 ※R2国勢調査

都府県	市名	人口	区分	保健所 政令市	不交付 団体	連携中枢 都市要件	検討市	都府県	市名	人口	区分	保健所 政令市	不交付 団体	連携中枢 都市要件	検討市
茨城県	つくば市	24	特		○	○	○	神奈川県	平塚市	25	特				
群馬県	伊勢崎市	21	特			○		神奈川県	茅ヶ崎市	24	特	○			
群馬県	太田市	22	特			○		神奈川県	厚木市	22	特		○		
埼玉県	所沢市	34	特				○	神奈川県	大和市	22	特				
埼玉県	春日部市	22	特				○	神奈川県	藤沢市	43	一	○	○		○
埼玉県	草加市	24	特				○	新潟県	長岡市	26	特			○	
埼玉県	上尾市	22	一					静岡県	富士市	24	特		○	○	○
千葉県	市川市	49	一		○		○	愛知県	春日井市	30	特				
千葉県	松戸市	49	一					三重県	津市	27	一			○	○
千葉県	市原市	26	一		○			三重県	四日市市	30	特	○	○	○	○
東京都	府中市	26	一		○		○	大阪府	茨木市	28	特				
東京都	調布市	24	一		○			兵庫県	加古川市	26	特				
東京都	町田市	43	一	○			○	兵庫県	宝塚市	22	特				
東京都	西東京市	20	一					徳島県	徳島市	25	一			○	
								佐賀県	佐賀市	23	特			○	○

三大都市圏内の市 特 … 施行時特例市
 県庁所在市 一 … 一般市

連携中枢都市要件 … 昼夜間人口比率が概ね1以上である、三大都市圏の区域外に所在する指定都市又は中核市
 検討市 … 中核市移行を検討している市で中核市市長会に参画している市

中核市へ移行するまでの流れ



※移行市の事例を参考に作成

目次

01 勉強会の進め方

02 中核市制度の概要

03 佐賀市の検討状況

なぜ中核市を検討するか

地方自治体を取り巻く環境

人口減少や少子高齢化、経済の長期低迷や不安定な雇用情勢など、これまで経験したことのない厳しい時代を迎えている。

地方分権改革が進められ、地方の裁量が一層拡大し、今まさに地方公共団体の行政能力が問われている。

佐賀市でも

住民に最も身近な基礎自治体として、自らの役割と責任において、社会情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い市民サービスを提供する必要がある。

人々が安全で安心して暮らせるため
将来を見据えた持続可能なまちづくりを目指す

中核市へ移行した場合の5つの効果

1 行政サービスの効率化が図られる

- ・市役所で一連の業務が完結、利便性向上
- ・ワンストップ化による事務処理の迅速化



- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・身体障害者手帳の交付 etc.

2 きめ細かな行政サービスの提供

- ・市民生活に密着したサービスを、市民にとって最も身近な市が行うことができる。
- ・地域の事情に詳しい市が行なうことで、地域のニーズに即したサービスの充実を図ることができる。

- ・民生委員の定数決定や研修
- ・社会福祉法人や保育所、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の指導監査 etc.

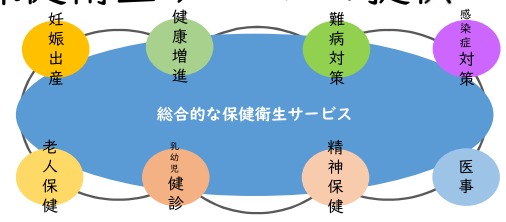
5 市全体の活性化

- ・知名度、存在感が高まり、観光面での誘客や企業誘致等の経済活動が活性化
- ・シビックプライドの醸成



3 総合的な保健衛生サービスの提供

- ・既存の保健福祉サービスと、保健所の専門的な機能の一体化
- ・より質の高い、総合的な保健衛生サービスの提供
- ・市民の健康づくりや安全・安心な市民生活の確保等を一体的に推進



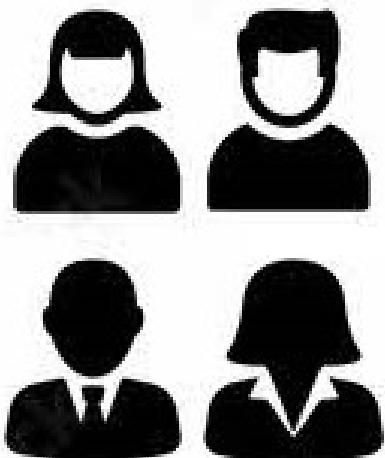
4 独自のまちづくりを展開

地域の状況をふまえ、市独自の基準を設定することが可能。様々な分野にわたって市の地域特性を活かし、特色のあるまちづくりを展開することができる。

- ・市独自の教職員研修
- ・廃棄物処理に関する許可
- ・福祉施設等の設備・運営に関する基準の設定など

移行した先行市における市民・事業者の声

市民



<小児慢性特定疾病の医療費助成、療養支援>

子ども医療との重複利用があり償還が必要な場合、**窓口が一本化**されたため、**負担が減った**。

「乳幼児期からかかわっている保健師等がいるので**相談しやすい**」

<身体障がい者手帳に係る手続き>

手帳の申請から受取りまで**迅速**になった。

事業者



<ばい煙発生施設等の届出、指導>
<大気汚染状況の常時監視>

「対応**窓口が一本化**し、分かり易くなった」

「公害関係届出や苦情処理の**窓口が一本化**したため複数の窓口に行く必要がなくなり、**時間が短縮**した」

これまでの検討経過

先進地視察

先行市及び移行検討中の市を視察

R4 甲府市、茅ヶ崎市、松江市

R5 福井市、長岡市、八戸市、山形市、
佐賀県中部保健福祉事務所

R6 豊中市、福島市

庁内検討会

R4.2設置

市長をトップに部局長で構成
移行の効果や課題、将来像などを
検討するためこれまで7回開催

庁内勉強会

様々な階層の職員が参加する
職員勉強会やWGなど開催

市議会 調査特別 委員会

R5.11設置

庁内検討会の経過報告

特別委員会においても視察を実施

R5 一宮市、福井市

R6 甲府市、市川市

保健所の設置について

- ✓ 保健所設置は、市による単独設置と県との共同設置がある
- ✓ 移譲事務のうち効率性などの観点から一部事務を県に委託することもある
- ✓ 県から任意で移譲される事務によっては、近隣の自治体の保健所業務を市が受託することもある

設置方法	概要
①共同設置	<ul style="list-style-type: none">✓ 県と市で、保健所を共同運営✓ 県と市の職員を配置し、県の業務も市保健所の業務も担う。✓ 指揮命令は、県の業務は知事、市の業務は市長がそれぞれ行う。✓ 運営経費は市が支出。県は、県業務分を市に負担金として支出する。 ◎先行市：松江市
②単独設置（改修）	<ul style="list-style-type: none">✓ 既存市有施設等を改修し保健所に転用✓ 検査機器等の整備（検査を県へ委託している自治体もある） ◎先行市：山形市、甲府市ほか
③単独設置（新設）	<ul style="list-style-type: none">✓ 保健所を新設✓ 保健・医療施設（休日夜間診療所など）、子育て関連施設と複合施設化する例もある。 ◎先行市：水戸市、一宮市、八戸市ほか
④単独設置（間借）	<ul style="list-style-type: none">✓ 県保健所の一部を借用して運営 ◎先行市：福江市

保健所設置方法

設置方法	効果	課題とその対応
①共同設置 松江市	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 初期投資が②、③より少なくなる。 ✓ 移行期において市職員の配置が少なくなる。 ✓ 利用者の混乱が少なく、スムーズに移行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県・市職員混在による困難性 （指揮命令系統やシステム併用による事務煩雑化） →県の事務処理に合わせるなど運用の変更
②単独設置 （改修） 山形市	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 初期投資の抑制 ✓ 複合施設化による総合的な保健衛生サービスの提供体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門職など人材確保 →山形大学医学部への協力依頼 ✓ 改修施設の構造的制約 →検査業務を県などに委託
③単独設置 （新設） 八戸市	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 複合施設化による保健・福祉・教育などのサービス提供体制強化 ✓ ワクチンの大規模接種に対応できる規模 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門職など人材確保 →厚生労働省東北厚生局からの派遣 ✓ 建設費用の増大 →地域活性化事業債の活用

中核市移行に係る運営経費

移譲される事務に伴う、**職員人件費や事務処理経費の増加は、地方交付税で措置**される
(初期経費については、保健所設置手法で大きく異なる)

$$\text{普通交付税額} = (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額}$$

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

中核市へ移行すると、普通態容補正係数が一般市より上乗せされる。 ↑

イメージ図

A市

基準財政需要額 100億円

A市

基準財政収入額
60億円

財源不足額
40億円

α億円

中核市に係る
需要額増加分

α億円

普通交付税

※金額は、分かりやすくするため仮定のものを使用

財政（運営費）への影響項目

歳出面	項目		主なもの
	事業費	民生	軽費老人ホーム利用料補助金、民生児童委員活動費補助
		保健衛生	感染症予防対策事業、各種衛生検査業務
		環境	大気汚染常時監視事務
		文教	県費負担教職員研修事務
		その他	包括外部監査
人件費		新たに必要となる職員人件費	

歳入面	項目		主なもの
	地方交付税		普通交付税の増加
	使用料・手数料		食品営業許可手数料、薬事許可等手数料
	国庫支出金		小児慢性特定疾病医療費負担金
県支出金(減)		生活保護費負担金、民生児童委員委託金	

先行市における財政（運営費）影響額

- 移行に伴う事務経費や人件費等の増は、地方交付税や国庫支出金の増により措置されている。

		松本市	水戸市	甲府市	山形市	福井市	鳥取市	松江市	
人口（R5. 4. 1時点）		235,720	269,196	185,651	242,924	256,435	182,163	196,748	
歳出	事業費	民生	222,984	254,944	348,017	210,442	431,281	195,000	332,625
		保健衛生	146,327	116,342	75,165	84,271	111,867	176,000	255,914
		環境	24,461	20,426	23,205	7,564	42,210	27,000	50,033
		文教	12,430	1,926	4,733	663	25,886	10,000	16,141
		その他	13,084	69,518	13,500	5,971	12,976	10,000	14,609
	人件費	600,400	707,661	319,395	642,050	415,000	393,000	481,950	
小計		1,019,686	1,170,817	784,015	950,961	1,039,220	811,000	1,151,272	
歳入	地方交付税	1,016,494	1,097,323	795,276	995,274	1,013,000	820,000	967,878	
	使用料・手数料	41,720	10,247	26,043	88,578	33,412	26,000	28,948	
	国庫支出金	69,567	64,842	69,251	49,414	120,389	72,000	118,748	
	県支出金	△108,095	△1,595	△133,727	△126,886	△85,260	△107,000	△195,128	
	その外			27,816		3,496		243,316	
小計		1,019,686	1,170,817	784,659	1,006,380	1,085,037	811,000	1,163,762	
影響額（歳入-歳出）		0	0	644	55,419	45,817	0	12,490	

単位：千円

出典：総務省ヒアリング時点で各市が作成した財政影響額

庁内勉強会の例

- ▶ 日 時：令和6年7月4日
- ▶ 参加者：延べ60名（うち保健師44名）
- ▶ 講 師：豊中市（大阪府）及び福島市（福島県）の
統括保健師
- ▶ テーマ：主な中核市保健所業務
移行の効果、職員意識の変化
健康危機対応 など

